

大学学内改革と法規資料

明治大学の場合

村松 玄 太

はじめに

本稿が目的とするのは、明治大学諸規程の時代ごとの変容を検討することである。まず最低限の前提として創立期から昭和戦前期における時代状況と諸規程（学則に限定しない）の変遷について見る。そして本稿半ばにて若干の占領期関係資料を用いながら、新制大学移行過程における諸規程の様相を取り扱う。

諸規程を歴史資料として見たとき、大学におけるそのときどきの必然的な要請が刻みつけられていることに気づかされる。その内容や改廃は実際の運用や、政治経済社会等の状況といった現実からたえずフィードバックをした結果に基づいており、大学の置かれた時代時代の状況を反映する資料として注目すべきものである。むしろ条文それぞれは、実際にどの程度適用されたのかわからない、いわば死文化されたものも多い。したがって当時の状況とよく対比しながら検討することが必要となる。だがそのことを差し引いてもその当時の大学が直面していた問題や、政治・経済・社会の諸状況の変動過程の顕れとして諸規定は重要な資料となりうる。

大学史の資料収集・研究上ではむしろ諸規程の重要性は認識され

ている。明治大学においても、とくに学則の収集と検討についていくどかなされている。当センターの前身組織において編集・発行された『資料 明治大学教育制度発達史稿（1）—（9）』一九七六—一九八四年）には、学則資料も含めて各種規定が編年で紹介されており、うち重要なものには宮川康による解説を付している。

ついで明治期を中心とした学則史料の紹介・分析（山形万里子編・別府昭郎解題^①）が行われた。『明治大学百年史』の史料編および通史編では、それらの成果を利用しつつ目次編成がなされている。

『百年史』完結後には、鈴木秀幸が大正・昭和期の学則資料を悉皆調査したうえで、敗戦前後の学則の変化に焦点を当てている^②。鈴木は明治大学史はもとより他大学年史における学則資料の取り扱いにも目配りを効かせながら、学則研究の重要性を指摘し、今後の課題として占領期教育資料など、周辺状況の調査の必要性に関して課題を掲げた。

また、内部資料として赤間義三郎が創立から一九四六（昭和二一）年までの学則条文の加除修正をたどった大部の一覧を作成している^③。このように、明治大学においては学則等の諸規定について、いくつつかの研究の蓄積があり、その変遷をたどることが可能になって

いるのである。

本稿の半ばで占領期関係資料を用いると述べた。これはここに挙げた先行研究との重複を避けるものである。占領期における教育政策の先導的な役割を果たした連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP 以下GHQと略記）との折衝などを通して、学校がどのように戦後大学のあり方を模索し、戦後の規定を整えたのかたどってみたいと思う。とはいえこれらの資料も残存状況としては体系的と言いが、幾分かの知見を付与できると考える。

一 創立期から第二次大戦敗戦前までの諸規定の流れ

(1) 創立期から財団法人化まで

ここではまず最低限の前提として、創立期以降の諸規定の動向について触れておきたい。その時期と状況について俯瞰図を示す。

- ① 創立当初から帝国大学特別監督条規の学校・司法省指定校をへて、専門学校令に基づく大学・財団法人の確立期（一八八一年～一九〇五年）
- ② 大学令に基づく大学昇格期（～一九二四年）
- ③ 関東大震災・明治大学令の作成期（～一九三二年）
- ④ 準戦時・戦時体制期（～敗戦）

いささか乱暴かもしれないが、規則をめぐる画期はこのようなのだろうか。さしあたりの区分として掲げておく。

①の時期の大学を構成する規定は、学則と生徒に関する規則（特別生規則）、講法会規則、周辺の規定として校友会規則（一八八六

年以降）、寄附行為（一九〇五年）などがある。学則について見る

と若干加除はあるものの、章立てと条文数はおおむね年を追って増加してゆく⁵⁾。たとえば一八八一（明治一四）年に出された「明治法律学校規則」は全四章（第一章 総則 第二章 入学則 第三章 塾則 第四章 教則）四三条である。それに対して一八八八（明治二一）年に、五度目の改正がなされた「帝国大学特別監督私立明治法律学校規則」は全七章七二条となっている。この内容をみると第一章が総則、第二章教則、第三章試験則、第四章入退校規則、第五章費目、第六章塾則、となっている。前の規則と比較すると、「入校規則」が「入退校規則」となり、新たに「費目」と「試験規則」の章が追加されている。中身についても具体性が増し、受験願の提出や、入校日の明確化（毎月第一・第三月曜日）、定期試験の時期（二・七月）、卒業試験（六・一二月）などが定められた。入・退学者数の急激な増大が、必然的に規程の明確化を迫るものだったといえよう。

つねに第一条に置かれる学校の設置目的についても科目編成の増大とともに、修正が加えられる。一八八一年の規則では「本校ハ内国及ヒ諸外国ノ法律ヲ研究スヘキ専門学校トス」となっている。それに対し一八八八（明治二一）年の規則では行政学部が置かれていることを反映して「本校ハ法律学並ニ行政学ヲ教授スル専門学校トス」となっている。

明治三〇年代に入ると、国による学制改革の動きが生じてくる。一九〇三（明治三六）年には「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」（第一条）とする専門学校令が施行される。そして同年明治法律学校は、専門学校令下の大学として昇格を果たす。この

翌年の「明治大学学則」（一九〇四年八月一〇日）を見よう。明治三〇年代の学則は七〇条程度の条文数を整えていたが、この学則は全一二章一二三条と大幅に増加している。項目は第一章総則、第二章本科専門科学科目、第三章学年及び休業日、第四章入学、第五章在学・休学及び退学、第六章試験、第七章聴講生、第八章学資、第九章特待生、第十章奨学貸費、第十一章海外留学、第十二章特別生、第十三章補修、第十四章高等予科である。

第一条では「明治大学ハ法律政治文学及ヒ商業ニ関スル學術ヲ教授シ及ヒ其蘊奥ヲ研究スルヲ以テ目的トス」と謳われている。この年法学部・政学部・文学部・商学部と、それぞれに本科・専門科が置かれたことに対応している。また学部別の学科目学科課程が詳細にまとめられた。ほかに、これは一九〇二（明治三五）年に一章置かれたものであるが、学生資格なしに一部科目を受講できる聴講生制度（六六・六七条）や、学業優秀者に対する海外留学制度（八四・八五条）、大学本科に入学するためのコースである高等予科（九一〜一二七条）の設置などが注目される。ここには総合大学としての装いを整えながら、様々な受講者の位置づけをすると同時に、優秀な自校出身者に勉学の機会を与え、次代を担う人材を育成しようとする志向を伺うことができる。また翌年には寄附行為が制定され、財団法人の認可を受けている。ここにおいて商議委員、理事、学監、監事などが置かれ、組織として新たな法的裏付けが整えられる。⁸⁾

この期間は一口に言えば、創立以来、曲折を経ながらも近代社会の要請する人材育成に答えつつ、組織の規模を拡大していった時期であった。その一端が規定の細分化と肥大の過程から窺うことが可能といえよう。

（2）大学令による大学昇格期まで

続く②の時期では、明治末期から大正期にかけての産業化・大衆化を進める社会状況と、他方で徐々に強まっていく教育の国家的なコントロールへの対応が課題となっている。この時期は学則・寄附行為といった核となる規程のほかに、別学校や関係団体が創始され、それにともなって、多くの規程が策定されている。諸規程のなかで日露戦争後、つまり明治末年あたりの産業化を象徴するものとして、増加しつつあった清国・朝鮮などアジアを中心とする留学生を受け入れるための商業学校（経緯学堂（一九〇三年）・留日学生高等予備学校（一九一三年））、あるいは簡易商業学校（一九〇八年）といった関連諸学校の規則が目につく。また、大学令の施行後となるが、夜間専門部の設置も特徴的である。すなわち法科（一九二一年）・経済（一九二三年）・商科（一九二九年）などである。学生たちの課外諸活動の活発化もこの時期を彩る特質であろう。スポーツや学芸のサークル活動を支える組織として「学友会」が作られ、学友会規則が作成されている（一九〇四年）。大学は社会・学内状況の変化をとらえながら各種規定を整備し、この時期の最重要課題であった大学令に基づく真の大学昇格に向けて、地ならしともいえるべき作業を進めていく。

一九一九年に公布された大学令は、公立・私立・単科大学の設置を認めたもので、いままですべて官立大学のみを大学としていたところを、私立学校も、要件さえ整えば等しく大学とみなすものであった。だが周知のごとくこの大学昇格要件は、財政・教育組織両面にわたってきわめて厳しいもので、明治大学はその昇格について多大な努力を払わねばならなかった。⁹⁾ またしばしば言われるように、私

立大学も帝国大学と同様に国の掲げる「国家ニ須用ナル學術ノ理論
応用ヲ教授」（大学令第一条）するといふ目的の許に置かれること
となったのである。

一九二〇年四月一五日、明治大学は、私立学校としては三番目に
大学令下の大学として認可される。そして同時に「明治大学学則」
が制定されている⁽¹⁰⁾。これはいままでの学則とは異なり、正確には
「明治大学として最初の学則⁽¹¹⁾」であった。

新学則では全四章八八条と、かつて一〇章一〇〇条を超えていた
構成がだいぶ整理されている⁽¹²⁾。第一章総則、第二章学部、第三章大
学院、第四章大学予科、という構成である。大学と認められるため
にその充実が約束させられていた予科と、それに加えて大学院、本
科にあたる学部の位置づけをよく反映したものとなっており、それ
ぞれの規則のなかで入学資格、科目、学費、試験などが規定されて
いる。

第一条では「本大学ハ法律、政治、商業及経済ニ関スル學術ノ理
論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」となっ
ている。以前の学則にあった「文学」が消えているのは、大学令下の
明治大学では文学を専攻するコースがなかったためである。

もう一点注目すべきは学生心得にあたる条文で、いままでの学則
にはなかった「国体ヲ重シ」という言葉が採用されている（第三
三条）。これには大学昇格にあたっての微妙な配慮がほの見えるよ
うにも感じられる。また学費の大幅値上げが図られている。「明治
大学百年史」では、大学への移行にもなつてなされた各種整備の
費用が学費に転嫁されたとみている⁽¹³⁾。

(3) 関東大震災から明治大学令まで

さて、この時期名実ともに大学としての装いを整えつつあった大
学は関東大震災に見舞われ、校舎の大部分を焼失する（一九二三
年）。これが③の時期にあたる。そして、ここにおいてはじめて細
分化された規程が制定されている。その契機として震災の被害が関
係している。大学は震災復興事業を推進していくが、これが最優先
課題となったために設備や制度面での改善がうまくなされず、学内
では不満が蓄積されていった。これを見直すために、一九二八（昭
和三）年一月、役員教職員を委員に委嘱した制度調査委員会が置か
れ、現状の諸制度について検討が開始されたのであった。そこでは
企業や内外大学の規則類が検討され、寄附行為・学則の改正はもと
より、職制・給与規程・教員服務規程・職員規程・奨学規程・図書
館規則等の起草が進められている。まず、一九三二年に寄附行為の
改正と「明治大学令」（新学則）が制定された。寄附行為では、最
高意思決定機関の増強が図られ、商議委員の名称変更（商議員へ）
や、理事・監事の員数増員、学長の名称変更（総長へ）等が行われ
た。他方明治大学令（全七章八四条）の第一条において「明治大学
ハ学生、生徒ノ人格ヲ陶冶シ国家思想ヲ涵養シ学問ノ蘊奥ヲ極メ人
類文化ノ発達ニ貢献スルヲ以テ使命トス」とあることが注目され
る。大学昇格段階では「生徒心得」に現れていた国家に関する条項
が冒頭に置かれているのである。また、これと相前後して、専門部
の充実が図られている。女子部（一九二九年）や文科（一九三二年）
など、のちの女子短期大学や文学部の礎石となった組織が置かれ、
専門部学則が改正されている。

一九三三年二月一五日には、職制・給与令等一三の規程、三月二

五日には奨学・学位・研究生・留学生・図書館・学生、生徒懲戒・学友会・学苑会・教授会・学級委員の十におよぶ規程が一挙に制定・施行された。¹⁴⁾ ここにおいて各種の細目がはじめて明文化され、その取り扱いを円滑にすることが可能となった。

これらのさきがけが、学内職員の業務等について定めた「明治大学学務規程」(一九二六年一月一〇日制定)である。拡大する業務に対処するために、この時期と相前後して、大学は事務分掌を細分化した。¹⁵⁾ たとえば一九二六年から人事課を独立させて学生の就職紹介業務を開始している。¹⁶⁾ これは大学を産業社会に対応する人材の供給元として機能させようという発想に基づくものといえよう。

他方で一九三一年には学生課の強化が図られている。¹⁷⁾ 一九二九年に文部省に社会教育課が置かれ、国家思想を体现する人材を「思想善導」する学生取締策が進められていた。学生課の強化はそれを象徴した流れであった。昭和初年の大学は、これら社会と国家の間にあつた学生たちを訓育指導する場として機能することが期待されることになったのである。

(4) 準戦時・戦時体制期から敗戦まで

一九三一年、満州事変を契機に中国との間に戦端が開かれる。ここから日本は戦争への道を進んでいくこととなる。④の時期は、③において強められた国家と大学との関係がいっそう強化されていく時期としてみることができよう。

目に付くのは学内における国家主義団体の設置である。一九三〇年の学生団体「明治大学興国同志会」とその綱領、大アジア主義に基づいた「明治大学亜細亜学生会」の設置(一九三二年)、「明治大

学愛国学生会」(一九三六年)、「国民精神作興運動」と文部省による教学刷新評議会委員会の議論に対応した「明治大学振興委員会」の設置とその例規の作成(一九三六年一月)、「明治大学精神国防研究会」などをみることができよう。¹⁸⁾

そして一九四〇年に至り、近衛内閣の推進した新体制運動に対応するため、大学令の改正が検討されることになる。改正理由としては「総長總裁ノ下ニ学生生徒ニ対スル指導精神ヲ決定」し、「右ノ決定ヲ中心トスル強力ナル審議機関ヲ新設」、さらに「命令系統ヲ一元化」¹⁹⁾する、というものであり、結果、一九四一年三月に学則が改正され、学生課がより強化されるなどの変更がなされた。

そのなかで学生翼賛団体の報国団が置かれる。明治大学でも学則改正直後の四月に「明治大学報国団」が設置された。その団則によれば「建学ノ精神ニ基キ臣道ヲ実践シ現下高度国防国家体制ノ建設ニツキ負荷ノ大任ニ堪フベキ人材ヲ育成スルヲ以テ目的トス」(第二条)とされている。総務・学術研究・心身鍛練・国防訓練・文化教養・学生生活の六部の本部が置かれ、学生団体を包括的に把握し、決戦に向けた協力体制がここに構築されることになった。

そしてそれらの動きと呼応するように、国策に応じた各種の学科・学校が作られる。一九三九(昭和一四)年には「東亜新秩序建設ノ国策ニ順応シ」(明治大学専門部興亜科要項)で、植民経営にあたる人材を育成することを目的とした専門部興亜科が設置される。戦末期に至ると、結局実現はしないものの、当時の政策に応じた学部統合案が検討されたり、理系学生養成という文部省からの要望に応えた明治工業専門学校²⁰⁾の設置がなされている。そして学徒出陣・勤労奉仕や校舎徴用など、大学は人的・施設のともに戦争への

協力を求められ、次々とそれに応じていく。教職員・学生も疎開や出征で激減し、ついに敗戦直前には授業も停止されてしまっていた。

国策に呼応して構築された学内体制と、人的な私底によって大きな後退を余儀なくされた学校が、回復に向けた歩みを進めていくことになるのは一九四五年八月一五日の敗戦以降である。次節でその様相をかいま見ることとする。

二 敗戦後諸規定の変容——GHQとの接触から

(1) 戦後大学における三つの志向

敗戦を契機とする大学の変化の志向は、およそ三つ指摘できよう。一つには初期占領政策を象徴する「民主化」の志向である。具体的には戦時協力のために設置された学部・諸学校や、各種戦時協力（報国団・勤労奉仕・学徒出陣等）のために整備された諸規定を改廃し、戦争協力をしたとみなされた学校関係者を「除去」「追放」することであった。またいままで互選によって指名されていた総長の公選制や、商議員会の透明への流れも、この民主化の志向から生み出された一つの課題と考えてよからう。

第二には「復興」の志向である。すなわち戦争によって錯綜・疲弊した学校を復旧しようとする流れである。ただこの志向はたとえば空襲被害の復旧や、関係者の出征によって学校の受けたダメージを旧来に復すことだけを意味するのではなく、次に述べる志向とも密接に関わってくる。

第三のそれを仮に「拡大」の志向とでもしておく。各大学においては敗戦直後から、旧来に復するだけにとどまらず、ハード・ソフト両面にわたってより拡大の志向を強めていく。

これは敗戦後GHQが主導して進めた教育の機会平等策と密接に関係している。具体的には、旧制高等学校をはじめとするエリート教育を廃したものであり、その大きな柱となったのは女子教育と私学振興の両面であった。もちろん教育の平等化への構想は昭和初年から日本でも考えられていた方策であったが、これは敗戦という大きなインパクトを通して逆説的に達成をされたといつてよい。いずれにせよその両方の要件とも抱える明治大学においては、これらの施策は学校の施設・教職員・学生の拡大と直接結びついていくものであった。

明治大学では一九四七年に「大明治建設計画」をスローガンとする、一九四九年の新制大学設置に向けた拡大策が推進されていく⁽²⁰⁾。しかしながら学校にとっては、戦後の財政難ともあいまって大きな痛みをともなうもので、十分な成果を上げるにはいたらなかった。だがこうした拡大への志向が一九六〇年代以降の就学人口の爆発的増加と、それにとまなう大学の急速な大衆化を準備し、下支えするものとなっていった。

(2) GHQと明治大学との接触

ではこれら三点の志向に大学はどのようなプロセスをもって対応をしていたのか。先にも述べたが、この問題の細部と周辺については、少なくとも明治大学の場合十分に解明されているとはいえない。その最大の理由は、学内資料が十分に残存していないためである。さらに、障碍となる要因もある。それはおもに占領期教育行政の決定過程の複雑さから来る問題である。間接統治方式による占領特有の状況として、教育行政に複数のアクター——象徴的にはGH

Qと文部省であり、さらには日本側機関として教育刷新委員会や大学基準協会など——が存在し、大学の行動にとって何が決定的だったかみきわめることが容易ではない。また、大学が自発的な動きとして学内問題に対処していく場合もあるし、教育行政のみならず戦後国民の社会・経済状況の変容についても勘案する必要がある。

これら検討を阻む各種の困難は認識しつつも、ここでは多様なルートのうち、主たるアクターであった占領国軍当局と明治大学とのやりとりを通して、大学が戦後の学園の形をどのように練り上げていったのか、その過程の一端をみてゆくこととしたい。

おもに対象となるのは、国立国会図書館憲政資料室にマイクロフロッピーが収められているUS National Archives & Records Agency所蔵GHQ/SCAP RECORDSのうち、民間情報教育局 (Civil Information & Education 以下C I & Eと略記) が作成したメモランダム群である。

C I & Eとは敗戦直後の一九四五年九月二二日、GHQが占領後の教育政策について対処するために設置した機関である。その直後から同局担当課員が情報収集を開始し、各学校関係者と会合を持ち、意見交換を行っている。

明治大学ではまず、同年一〇月に総長の鶴澤総明と近藤民雄専務理事がGHQの主力をなす米軍第八軍司令部を訪問している²¹。このなかでどのような話し合いがもたれたかは明らかではない。ただ表敬訪問といった意味だけではなく、GHQが進めようとしていた教育政策の方向性について探ろうとする意味合いもあったかもしれない。ちょうどこれと相前後する時期に、GHQはドラステックな指令を矢継ぎ早に発している。一〇月二二日に、GHQは指令「日

本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」、同月三〇日には「教員及教育関係官の調査、除外、認可ニ関スル件」を文部省へ出している。周知のごとくこれは教育における民主化を目指したもので、戦時体制下に免職・休職となった教育者の復職と同時に、国家主義・軍国主義的イデオロギーを鼓吹した関係者を調査し、その追放を命令する内容であった。この指令に基づいて実際に文部省が教員適格審査を開始するのは翌年三月のことであったが、それ以前にGHQは「信教の自由の侵害」を理由として独自に立教大学首脳一名の指名追放（一九四五年一〇月二五日²²）を指令した。また日本大学、京都帝国大学、新潟第一高等師範学校の教員等を名指しで追放指令を出している。いっぽう東大など一部の国立大学では、一九四五年中に独自に一部教員の退職や復職などを決定していた。

そのさなかの一九四五年一月二六日に、明治大学を訪ねたC I & E課員と、鶴澤および教務課長の水越順作をまじえた会談が行われている²³。

会談においてまず鶴澤は、自らをクリスチャンで日本のYMCAの立ち上げメンバーであると紹介した。そして明治大学を一貫してリベラルな学校たらしめんとしてきたと述べ、修身と倫理に関する科目を中止しており、すべての植民研究も停止していることを表明した²⁴。またリベラルな学風の教員は戦中には身が危険にさらされたにもかかわらず、節を曲げずに通した、とも付け加えている。

C I & E側からは、講座概要について早急に提出するように要求しているが、鶴澤は何人かの教員が疎開しているため二週間ほど待つて欲しいと回答している。

C I & Eは同日早稲田大学でも同様の会談を行っており、この段

階では、ひとまず主要な大学の表敬訪問をかねつつ、その概要をさぐっている状態だったようである。それに対して大学側は、明治大学の学風はそもそも自由であり、また敗戦後、自発的に授業の停止を行っている」と強調した。鶴澤が自らの信仰までも持ち出したのはその現れだったといえよう。大学は敗戦後の民主化に向けた取り組みをアピールしてみせたのである。

(3) 初期交渉過程における松本滝蔵の位置

ちなみにこの会談では松本滝蔵(当時商学部教授)が通訳をつとめている。C I & E側は松本を通して訪問の用向きを伝え、それに答える形で松本が会談をセッティングしたとしている。この報告書では松本の人物について「ニッポンタイムス」副編集長の言を引いて「日本のデモクラシーを主導できる最たる人物の一人(One of the most capable exponents of democracy in Japan)」と紹介している。

松本は一九〇一年生まれで、一九三一年に明治大学商学部を卒業後、特別研究生としてハーバード大学へ留学、帰国後に母校に着任した(担当科目は商業英語・広告論)。かれはアメリカで得た広告論の知見と語学力を生かして汎く聞こえていた。また、アメリカンフットボール等のスポーツ振興につとめ、日系米国人の日本への留学支援にも熱心であった。

のち松本は、一九四六年四月の衆議院議員総選挙に立候補・当選し、衆議院議員の職にあったものの、引き続き明治大学で教鞭をとった。同年五月には、議員在職のまま理事に就任している。このとき松本は四五歳であった。理事会は、同じく商学部教授の佐々木吉

郎(一八九七年生まれ・当時四八歳)をはじめとして大幅に若がえりをはかっていた。松本はそのなかでも最年少の理事であった。総長は五九歳の近藤民雄が就任している。また、かねてから学外OBの専横が批判されていた商議員も学内者の比率を増やしている。これは「学園刷新・大学民主化」²⁵をスローガンとしたものであったが、多分に占領政策の一つの「民主化」へ向けて、大学が対応した姿勢を示したものといえるだろう。

松本の理事就任については、明大関係者のなかでは飛び抜けて深い占領国・米国とのパイプがその就任を後押ししているようにも思える。初期のGHQと大学との会談では松本が必ず同席をしている。松本自身占領期の政治史上でも興味の深い人物であって、GHQとのパイプや、外交通という立場を生かしてフィリピン賠償全権特使などをつとめ、特異の地位を占めた。この点については占領期日本政治史・外交史の解明の上でも興味のある問題だが、今後の別稿に譲る。

(4) 米国教育使節団の来訪

さて、これに続いて米国教育使節団が明治大学を訪ねるのは一九四六年三月二一日である。²⁶同使節団は、GHQが米国の教育専門家を中心に組織したものである。そのメンバー二十七名は一九四六年三月五日にその第一陣が到着し、四月一日に帰国するまで東京と関西の学校を廻って学校関係者と意見交換を行った。そして六日にGHQの意見書を付して使節団報告書を発表する。周知のように、この報告書に貫徹されている考えは「特権ではなく多数者の機会としての自由な高等教育」²⁷であった。それを実現するために、旧制高等学

校・専門学校を廃止して単線型の高等教育制度を構築し、同時に軽視されがちであった女子教育や私立学校を重視すべきだと提言を行った。

明治大学での会合にはC I & E課員のほか、使節団メンバーのうち、高等教育分科会の委員であるステイーブンス (David H. Stevens) ロックフェラー財団人文学部長)、デフェラーリ (Roy J. Deferrari) ワシントン・カソリック大学事務局長) が出席し、学校経営、官私待遇の格差、学位授与、学生の素行身分に関することや政府に望むことについて質疑応答が行われたという。²⁸⁾

(5) 学内改革の開始

大学では一九四五年九月には、専門部興亜科の名称を「産業経済科」とし、民主化の要請に対してはとりあえず急場をしのぐ措置を図っていた。²⁹⁾ だが劣悪化する教職員の待遇改善や、急激なインフレに対処するための学費・学生定員の増加といった財政面での復興策³⁰⁾に傾注しており、根本的な改革を図るにはいたっていないかった。

学内改革に向かって具体的な方策が開始するのは、この教育使節団の来訪前後からであり、ここから徐々に学内民主化に向けた動きが生じ始める。さきに商議員会及び理事会の刷新問題についてふれたが、学内紙『明治大学新聞』(一九四六年二月一日号)の「建設への道標未だし 急務は学内刷新 商議員会理事会の更新を衆望か」と題した記事では、役員の刷新を求めるとともに、教員の充実、大学院・研究室整備、新教材編纂が喫緊の課題だとしている。

また、同年三月一日に専務理事宛に提出された専任教授団の建議書では、一三項目におよぶ要望がなされている。おもなものを挙

げると、商議員会改革(学内教職員の比率を高める)、総長の公選、軍国主義者等の追放、教職員の充実等の要望であった。³¹⁾

こうした流れを受けて、四月二〇日に開催された商議員会では附行為の改正が決議される。主たる内容は、理事長制をもうけること、商議員を学内教職員から一〇名増員すること等であった。

またGHQより文部省を通して指示されていた教職員適格審査が明治大学でも七月一〇日から開始されている。

こうした状況下の九月二七日に松本滝蔵は、相田春雄幹事、双川喜一専務理事とともにC I & Eを訪ねている。³²⁾ この会談のメモラダムによれば明治大学側は次の内容の質問をしている。

- a. 大学教育の基本的諸原則
- b. どうすれば大学の民主化を完遂できるか
- c. どの程度校友の参加を認めるべきか
- d. 校地は都市と地方どちらがよいか
- e. 新たに文学のコースとジャーナリズムの学校を設置した場合、(明治)大学の名称の使用が認められるか
- f. 七年前³³⁾に置かれた新聞高等研究科を(右記のジャーナリズムの学校に)切り替えてよいか
- g. 学長をどのように選べばよいか
- h. 学部長をどうやって選べばよいか。また各学部は学長および学部長を選任する場合はいかにして意見表出をすべきか

* () 内は引用者が補った。

これに対して、C I & Eの担当課員は、相手の質問の面子を保た

せる回答 (face-saving reply) を行ったとし、再度近々にいくつかの点で議論する必要があるとしている。

いずれの質問も当時大学が抱えていた喫緊の問題である。cは、商議員会でも問題となっていた校友の学内行政の参加にともなう弊害状況を前提にした発言と想像されるし、dは、当時大学がキャンパスの拡張をすべく、必死に校地探しをしていたことが関係している⁽³⁴⁾。eは高等教育制度の一本化にあたって問題とされていた専門部の取り扱いについて、またgとhは役職者の公選制と、選出プロセスの透明化に関する質問である。内容としてはいままでの会見はなく、具体的な質問が列記されている。これらの質問については、どの程度大学の自主的な状況判断が含まれたものなのかいまま少し慎重に考える必要があるが、大学側も民主化・復興・拡大に向けて具体的な筋道を模索しつつある状況であったことが窺われる。

(6) 女子高等教育について

GHQは教育平等策の目玉として女子教育の充実を掲げていた。これは日本側も同様の意向を持っており、たとえば「女子教育刷新要綱」(一九四五年二月四日閣議諒解)はその「一方針」において「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化」の必要性を表明している⁽³⁵⁾。

戦後女性高等教育改革について大きな役割を果たした一人としてC I & E教育課女子教育顧問ホームズ (Julia Holmes ワシントン州立大学女子部長) の名前はつとに知られている⁽³⁶⁾。とくに、新制大学への移行を翌年に控えた一九四八年に日本女子、津田塾、神戸女学院、聖心女子、東京女子や、宗教系の私立大学一二校を優先的に

大学へ昇格させた過程に、ホームズの意向が多分に含まれていると言われる⁽³⁷⁾。ホームズは明治大学の女子専門学校についてもかなり初期の段階から関心を寄せていた。

一九四六年八月九日、ホームズはC I & Eに着任する⁽³⁸⁾。彼女は同課員のドノバン (Eileen Donovan) と協力しながら、聞き取りなどの調査を進めている⁽³⁹⁾。

ほどなくホームズは明治大学の関係者と接触する。一九四六年九月一七日、ドノバンとホームズは、明治女子専門学校の学生二名から、その女子教育のようすについて聞き取りを行った⁽⁴⁰⁾。報告書によると、この前週に家族生活について報告する会議にたまたま出席していた同校学生を、学校の事情を聞くために再度来訪を依頼したものである。報告書をまとめたドノバンは彼女たちに聞き取りを求めた理由を次のように述べている。「彼女たちに来てもらったのは、明治における女子学生の生活について話してもらうためである。報告者は同校について帝国大学や他の男子大学のように詳しくなく、今まで一度も訪問したこともなかった」。

聞き取りでは女専の制度が三年で、経済および法律を学ぶこと(両名とも法律を学んでいる)、男女別学であること、多くの男子学生は予科や高等学校に行けるのに対して、女子のそれは認められていないこと、学生生活の三分の二は法律の勉強に費やしていること、クラブやそのほかの活動、そして寮などに関して保証されていることなどが話題となっている。むしろC I & E側は規則等によって学校のおよその内容については把握していたと思うが、明治大学の女子教育の様相を教職員からばかりではなく、実際に在学している人間から聞いておく、という積み重ねをしていった様子を見て

取ることができよう。

ちなみにこの聞き取りの翌日の九月一八日付で、文部省から明治大学へ女子卒業者の概要に関する照会があり、大学からは一〇月七日回答をしている。⁽⁴¹⁾ C I & Eの聞き取りと翌日の文部省からの照会との間に関係があるのかは分らないが、この時期から、大学における女子教育について本格的な情報収集が開始されていると見てよいだろう。

ホームズは、学生の集まりにも参加した。明治大学へは一九四七年の九月二六日にESSS (English Speaking Society)の会議に招待されている。⁽⁴²⁾ ここには明治大学のESSメンバーのほかに、ゲストとして都内女子学校および男子大学の学生も出席していた。ホームズは、学生たちの討議を聞きながら、時折自身の知見も述べている。

討議の内容は多様であった。たとえば、課外活動における顧問の任命の仕方——ホームズはこれに答え、アメリカの大学では課外活動の教員の顧問は大学が任命するのではなく、学生自らが招く形を取る、⁽⁴³⁾ としている——についての質問があったこと、大学と就職口に公然と男女差別があるのに女子学生から不満が出たこと、これに對して出席者の大勢は新しい四年制大学が置かれてもなお(改善に)時間がかかるだろうと考えている、とホームズは書き留めている。ほかに、大学が増大すれば多くの専門家が量産され、そうなると将来より高度な専門教育が必要となり、そのために多くの有為な学生を切り捨てることになるのではないか、という質問が学生から出て会場の共感を得ていたとしている。

討論は最終的には男女共学の問題に至っている。男子学生の女子

学生に対する礼儀 (etiquette) のことから、果ては恋愛や学生結婚のことまで及んでおり、ホームズはレポートを「学生交際の問題は日本の大学教員の課題」であると締めくくった。

(7) 女子専門学校の短大改組をめぐる

このような、大学一本化・男女共学化がGHQの戦後教育改革の大きな流れであったが、他方でホームズを代表とするC I & E主流は、従来の女子教育機関、たとえば女子専門学校についても、日本側の要望に応え、その独自性・多様性を認めて残置することが重要との認識を持っていた。⁽⁴⁴⁾ 学校側もそれに向けて運動をしている。一九四六年一月九日には、明治女子専門学校をふくむ女子専門学校一一校が、六・三・三・四の学校体系案に賛同し、その実現を要望する陳情書を提出している。⁽⁴⁵⁾ 続いて、東京女子、日本女子、津田塾の専門学校三校を核として一九四七年二月に結成された女子大学連盟も積極的にロビー活動を行った。立ち上げの一六校のメンバーには明治女専も入っている。⁽⁴⁶⁾ そこでなされた運動も奏功し、いままでの女子高等教育機関は、女子大学や、アメリカの Junior College に比定された短期大学として改組して残されることになった。

明治女専は四年制大学ではなく、短期大学に改編したいという希望を持っていた。いままで編まれた『明治大学短期大学五十年史』(一九七九年)や『明治大学百年史』では、その改組にあたってホームズの助力が大きかったとしている。すなわち大学設置委員会(一九四七年一二月設置)が学部と同一の学科を持つ短大の設置を認めておらず、経済・法律科が四年制大学と重なる明治女専の位置づけは宙に浮いた形になっていた。ところが同校を訪問したホームズが

女子法曹教育の実績を知って、文部省に同校の短大改組を認めるよう命令した。そのおかげで、廃止が危ぶまれていた女専を短大へ改組することが可能となった、という。⁽⁴⁷⁾

この話の典拠は当時同校長をつとめていた野田孝明による約三〇年後の座談会発言である。確かにホームズたちC I & Eの持論である日本の女子教育保護論からすれば、学校の存続にそうした態度を取ったとしても不思議ではない。しかしこういったホームズの助力を裏付ける資料は残っていない。C I & E資料でもホームズがつ、どのような形で文部省へ命令を下したのか、直接その内容を示すものは見いだせない。他方でホームズがそのように話をした時期も、野田発言からは明らかでない。ホームズは一九四八年四月にC I & Eを離任し、日本を後にしているから、彼女にそうした発言があったとすれば、少なくともそれ以前のことと推察される。

だが一九四九年に至っても女子専門学校の位置づけは決まっていない。⁽⁴⁹⁾短期大学制度の検討が深められていくのは一九四八年年末の教育刷新委員会以降とされており、⁽⁵⁰⁾教育基本法の改正による暫定措置として設置基準が定められたのは一九四九年五月、短期大学設置基準が定められるのが同年八月三〇日である。

同設置基準には、学部と同一学科を持つ短期大学の設置を認めない旨の規定はない。だが、その「一二 他の学校との併設」において、「短期大学が大学高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前記諸施設設備等はこれに応ずるようにとくに考慮されなければならない」とあり、⁽⁵¹⁾明治女専の場合、学科が重なることと、教員や施設等を共用する点が認可にあたって難点となった可能性はある。

実際明治女子専門学校の関係者は、学校が四年制大学へ統合されてしまいそうなことに危機感を抱き、C I & Eと面談を行っている。一九四九年九月一六日にC I & Eへ、女専前身の女子部卒業生五名（うち二名が弁護士・裁判官）が訪ねてきた記録がある。⁽⁵²⁾用向きは「女子専門学校（Women's Law Department 以下原文はすべてこの標記となっているが、訳文は女子専門学校に統一する）の四年制大学への統合を防止する方策について助言を求める」ものであった。

卒業生たちは、明治大学の女子部・女子専門学校がいままで一人の法曹を生み出していることを紹介した。続いて今回の改編によって明治大学で法律を学ぶコースが四年制のみになると、経済的な問題や、親の反対などで学校に通いきれない女性が多数出てくると述べた。そこでこうした女性たちが二年ないし多くとも三年で修了できるプログラムを置くことを希望している。それに対してホームズ後任の女子教育顧問ホスピ（Helen M. Hosp）から、その課程は女性法曹の養成とは別のものになるのではないかと質されている。それに対して関係者たちは、これは自分たちの意見というより、関係者全体の意見であると前置きしながら、⁽⁵³⁾法曹を志す女性は四年制大学の法学部で学ぶべきだが、これは法曹養成をするものではなく、法曹のアシスタントや、役所・事務所などでよりよい地位を得るために教育訓練するプログラムである、と述べている。

ホスピは報告書の末尾で、関係者たちはこのプログラムを発展させれば短期大学（Junior College）の基礎になると考えているようだ、と述べている。つまりこの段階では女子専門学校の関係者たちは、正課ではない短期教育プログラムとして女子専門学校の機能を

残しておき、そのプログラムが首尾良く拡大すれば、折を見てこれを短大に移行させようと考えていたらしいことが分かる。逆にいうと、ここに至っても短期大学への移行について不透明だったということになる。

CI&Eは女子専門学校の短大への改組に協力的で、九月二四日に再度ホスプは明治女子専門学の代表者たち (representatives) から、高等教育課顧問もまじえて学校に関して詳細な説明を聞いている⁽⁵⁴⁾。この高等教育課顧問とはおそらくイールズ (Walter C. Ellis) のことだろう。同人は四年制大学一本化の反対論者の中心にあり、日本における短期大学制度の推進者として知られている⁽⁵⁵⁾。その場で同人は私見としながら「明治大学は私立の機関であり、女子専門学校存続に関する問題を解決することができる」と述べた。ただ、代表者たちが女子専門学校の将来構想について文書を作成していなかったため、ホスプは代表者たちに対して、CI&Eがどのような支持と助言をすればよいか議論するための書面を準備するよう示唆した。そして代表者たちは後日データをもって再度CI&Eを訪問することになった、としている。ただし再度訪問についてのメモは残されておらず、これ以降面談が行われたかは明らかではない。

他方、こうした運動が続けられていたさなかの『明治大学新聞』では、この年の一〇月に実施された「女子部祭」を紹介する記事が掲載されている。記事では女子部祭が今回で最後になりそうだとし、「こうした女子部も六・三制の実施にともなうて自然立ち消えになりそう⁽⁵⁶⁾」としている。どこまで内情に立ち入って記事が書かれているのかは分からないが、少なくともこの時期における女子専門学校に対する学内一般の受け止め方として参考にはなるだろう。

ところがそうしたネガティブな雰囲気が一転し、同年一二月一〇日の同紙では商議委員会にて「女子短期大学設置案」が可決されたことが報じられている⁽⁵⁷⁾。いままで触れてきた記録や記事の時期からすれば、一九四九年の秋口から年末にかけて、①大学からの働きかけがうまくいって、CI&Eや文部省から短期大学の設置を認める示唆があり、②大学側はその感触を受けて短大設置案を検討したようにも推測できる。だが前述のようにその時期に実際に応接をしていたのはホスプやイールズであって、ホームズはすでにCI&Eを離れている。彼女はその任中に明治大学を訪れているし、実際種々助言もしたことは確かである。その意味でホームズの果たした役割を軽視するものでももちろんない。ただ論拠となっている野田発言は、いくつもの別々の出来事が混同されているように見受けられておく必要があるであろう。

ともかく短期大学は、商議委員会にて設置案が出されてから三か月後の一九五〇年三月一五日に認可・四月に開校した(当初法律科・経済科・工学科・新聞科・社会科)。

(7) 小括

明治大学に関連するメモランダムはほかに、学内民主化に関する学生アンケート⁽⁵⁸⁾、課外教育⁽⁵⁹⁾、学内刷新に関するものなどを挙げることができる。いままでみたメモ類もあわせてみるとCI&Eに代表されるGHQの論点はおもに、教育の民主化の側面を強く意識しながら、大学と話し合いや情報収集をしていたものだったといえる。

ただ、他方で経営学部の設置に関するもの⁽⁶⁰⁾などがあり、大学が戦

前以上の拡大の志向に向かって進んでいることも看守できる。大学は戦後、復興・民主化・拡大に向けて出発し、そのうち大学にとって重要な問題は、占領教育行政の主要な牽引者の一つであったGHQと協議しながら、舵を切っていた。残されたメモからその一端を窺うことが出来ると思う。

三 大学の拡大へ向けて―戦後総合大学の確立

明治大学が法・商・政経・文・工・農の六学部からなる新制大学として発足したのは一九四九（昭和二四）年二月二一日である。その認可後、私立学校法が制定される（一九四九年二月一五日）。この法律はその第一条で、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と定められていた。

この翌年の一九五〇年、明治大学では七〇周年記念式典が実施された。復興（インフレや学生減にともなう学費値上げなど）と前節で述べてきた民主化への対応に一区切りをつけ、女子教育や私立大学振興など、大学にとって有利となった諸条件を存分に活かしながら、拡大への道を歩むことになる。

新制大学学則は新たに置かれた（全五三条）。第一条において「本大学は国家に須要なる學術の理論及応用を教授し並に蘊奥を攻究するを目的とし併せて人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意すべきものとする」とある。ただ「国家の須要」をはじめとした文言が、戦前の学則を引き継いでおり、学則が最小限の手直しにとどまっていることは前出の鈴木によって指摘されている。⁶²これが本格的に改正されるのは一九五七年のことになる。第一条は、「本大学は、教

育基本法及び学校教育法に基づき、學術の理論と応用とを教授研究して、有為な人材を育成は、文化の發展と人類の福祉に貢献することを目的とする」となった（全六四条）。この学則が現在の学則の原型となっている。一九五三年には経営学部が置かれた。さきの短期大学や大学院（一九五二年）が設置され、その学則も整備されている。

こうしたいわゆるソフトの拡大は必然的にハード面での拡張に結び付く。敗戦直後からキャンパスの拡張計画が進められている。一九四九年には生田校地を獲得し、そこは農学部と草創期経営学部のキャンパスとなった。また、もともとの駿河台キャンパスの整備も進められ、大学院校舎の新築（一九五三年）をはじめとする地区のグラウンドデザインが發展していく。この流れは一九五四年の総合計画委員会の設置以降、駿河台周辺の土地買収と多くの校舎新築によって加速されていた。

一九五一年三月、法人は組織替えとなり、学校法人となる。それとともに「学校法人明治大学寄附行為」が認可された。大きな変更は、意思決定にかかる機関の商議員会が評議員会と名称変更された点である。これにあわせて評議員規則が作られた。だがこの時期の大学の拡大路線には、ゆがみも生じてくる。組織は変わってもその体質はひたすら経営優先の拡大路線を容認するものであり、その改善に向けて学内評議員の増加など、組織立ての変更を目指して「専教連」や学内浄化を求める学生運動も活発化していく。

しかし大学の拡大路線は立ち止まることなく進んでいき、六〇年代以降の大学大衆化を準備することとなったのである。

おわりに

本稿では大学諸規定を「時代時代の現実の顕れ」と仮定した上で、前提として創立期から敗戦までの時期区分と学校諸規定の様相について見取り図を描いた。次に第二次大戦後の占領期における大学の志向を復興・民主化・拡大の三点の視角から、その過程でGHQ、とりわけCI&Eとどのような交渉を経てきたか、ときどきの教育行政の様相と照らしながら述べてきた。比較的多く女子高等教育に関するメモが残っていたため、その分析の比重が増えたが、女子専門学校の短期大学改組過程にしささかの知見を付け加えられたと思う。そして新制大学以後は、その志向が一気に拡大に向かっていることを簡単に触れておいた。

だが本稿で中心的に検討したCI&Eの明治大学に直接関わるメモランダムは断片的なものであり、到底すべての疑問に答えうるものではない。CI&EやGHQ各局・トレーナー文書をはじめとする主題別メモの渉猟はもとより、占領教育行政における担い手（文部省・大学基準協会・私学協会・私学連盟等）とのルートからの検討を進める必要がある。これは今後の課題となっていこう。

注

- (1) 山形万里子編・別府昭郎解題「明治大学の規則・学則について」『明治大学史紀要』第九号、一九九一年所収。
- (2) 鈴木秀幸「明治大学の学則」および同編「明治大学の学則史料」『歴史編纂事務室報告』第一八集、明治大学歴史編纂事務室、一九九七年所収。
- (3) 赤間義三郎「明治大学の規則・学則」（内部用資料）二〇〇三年。なお、同資料については今後公刊・紹介したいと考えている。

- (4) ①の時期は実際、二つに区分できるだろう。すなわち(1)創立期から司法省指定校まで（一八八一〜一八八八年）(2)専門学校令に基づく大学まで（一九〇五年）である。これは『明治大学百年史』（以下『百年史』と略記）の時期区分とも重なる。しかしここでは議論の煩瑣を避けるため、ひとまとまりの時期として考えた。

- (5) この点については、山形編、前掲史料に付された表「明治大学主要学則の名称、構成、総条数」に詳しい（前掲誌所収、五四―五六頁）。

- (6) 「補修」とは在学年数三年を満たさずに判事検事登用試験を受ける場合に、当該人が受ける追加授業のことである（第八九条）。

- (7) 渡辺隆喜「明治大学留学生覚え書」『紫紺の歷程 大学史紀要』第二号、明治大学大学史料委員会、一九九八年所収）では、専任教授の常置が義務づけられた大学昇格期前後に、学内人材の育成を目指して留学制度が本格化していくことが述べられている。

- (8) 『百年史』第三巻、一九九二年、五四〇頁。

- (9) いわゆる「供託金問題」について、前掲書第四巻（通史編Ⅱ）六八七頁以下にも詳しくふれられている。

- (10) 「明治大学学則」『明治大学学報』第四三号所収、一九二〇年四月。

- (11) 鈴木、前掲論文、一〇頁。
- (12) これは一条一条分ち書きにせず、内容の類似する条については、ひとまとまりの条の中に項をもうけてまとめた結果による。たとえば休業について、いままでの条文では春期休業・夏季休業・冬季休業と、日曜祭日本学祝日とを区分けしてそれぞれ一条起こしていたのを、一条にまとめていて、といった具合である。また章も、その下に節を置くことによって削減されている。

- (13) 『百年史』第三巻、七〇八頁。
- (14) 『自昭和三年一月至同八年三月 明治大学制度調査委員会概要』一九三三年、六五頁。

- (15) この時期の事務分掌は庶務課・教務課・予科教務課・学生課・会計課・人事課である（『明治大学処務規程』一九二六年）。

- (16) 『実業之日本』第二八巻二三号、一九二五年。『百年史』第三巻一五六頁収録。
- (17) 明治大学学長から文部省学生部長宛「学生課・生徒課の組織および事務組織

- に関する報告」(一九三一年二月一四日)
- (18) これらの学生団体については『百年史』第三巻、五二三頁以下参照。
- (19) 「校規改正要綱」前掲書、六二〇頁。
- (20) 『百年史』第四巻、四五四頁。
- (21) 同前、四一九頁。大学にはGHQとの会見について公的な記録が残されていない。同書には典拠は明記されていないが、「鶴澤総明日記」の記述に依っているとされる。同書ではまた、日付は明示されていないが鶴澤が明大にて第八軍情報教育部長ホール少佐と会談したとされている。これはCIE&E教育課のRobert K. Hall少佐のことであろう。
- (22) 立教学院百二十五年編纂委員会編『立教学院百二十五年』一九九六年、四七八頁。
- (23) GHQ/Scap Records, CIE (A) 07194, Report on Conference at Meiji University, 26 Nov 1946.
- (24) 敗戦後、「訓育」「植民政策」などの科目は削除されている。専門部興亜科は産業経営科に変更された(一九四五年九月申請、一二月認可)『百年史』四三三以降参照。
- (25) 『百年史』第四巻、四二〇頁。
- (26) 鶴澤総明日記「感恩録」明治大学百年史編纂委員会『百年史』第四巻、八〇二頁。
- (27) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』東京大学出版会、一九六九年、七〇頁。
- (28) 鶴澤、前掲日記。なお、出席者の略歴・肩書きは海後宗臣編『教育改革』戦後日本の教育改革1、東京大学出版会、一九七五年、九三、九九頁による。ただ米国教育使節団の行程表にはこの日明治大学を訪問したという記録は残されていない。
- (29) 『百年史』第四巻、四一七頁。
- (30) 同前、四一八頁。
- (31) 同前第三巻、七九九―八〇〇頁所収。
- (32) CIE (A) 677, Reorganization of Meiji University, 27 Sep 1946.
- (33) 新聞高等教育研究科の認可時期ははっきりしない。実際には一九三二年から授業を開始しているが、正式に認可されておらず、認可申請関係の書類も残されて
- いない(『百年史』第四巻(通史編II)参照)。
- (34) 前掲書、五七〇頁以降参照。
- (35) 宮原誠一ほか編『資料 日本現代教育史』三省堂、一九七四年等参照。
- (36) ホームズについては、滞日中の活動について次の聞き取りがなされており参考になる。ただ明治の女子専門学校関係者とのやりとりについては、このなかでは言及されていない。Lulu Holmes, Interviewed by Helene, Maxwell Brewer Higher Education for Women in Japan 1946-1948, University of California Bancroft Library Regional Oral History Office, 1968.
- (37) ゲーリー土持法一『新制大学の誕生―戦後私立大学政策の展開』玉川大学出版会、一九九六年、一七六頁。
- (38) 同前、一七七頁。
- (39) 日本女子大学成瀬記念館編『新制日本女子大学成立関係資料―GHQ/SCA P文書を中心に』(日本女子大学史資料集 第六)二〇〇〇年に、ホームズたちが一九四六年八月二日から二九日にかけて津田塾、東京女子、日本女子の各専門学校を視察した資料が掲出されている(二三九―二四〇頁)。資料集に収載されたCIEメモランダムは日本女子大関係のものだが、ホームズがきわめて頻繁に三校の関係者と面談しているようすが窺える。
- (40) CIE (A) 2910, Life at Meiji, 17 Sep 1946.
- (41) 「女子学生沿革概要調査」『百年史』第三巻、八四四頁所収。
- (42) CIE (A) 2979, Meeting of the English Speaking Society of Meiji University, 26 Sep 1947.
- (43) ホームズは、女性の高等教育への関心を高めるため、東京近郊の女子専門学校のクラブのメンバーとその顧問を文部省へ招いたところ、顧問の歴々が男性であることに驚いたという。「フロロックコートを召した中年紳士が、クラブの女生徒たちと一緒にこつた返す部屋に座っているのです」(Holmes, op.cit., p.19)。こうした経験が、この会議におけるホームズの回答につながっているのかもしれない。
- (44) ゲーリー土持、前掲書、一七八頁。
- (45) 日本女子大学成瀬記念館編、前掲書、三三五頁所収。
- (46) 『成瀬記念館』第一四号、一九九八年。

- (47) 座談会「短大五〇年を顧みて 第一回座談会」明治大学短期大学編『明治大学短期大学五十年史』一九七九年所収、一一〇頁。『百年史』四卷五〇八頁。
- (48) Holmes, op.cit., p III.
- (49) 『百年史』第四卷、五〇四頁。
- (50) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（第六巻 学校教育）、一九七四年、四四二頁以降。
- (51) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』講談社、一九六四年、三九六頁所収。一九五五年に出された文部省大学学術局庶務課編『短期大学設置基準とその解説』では、この基準の解説として次のように述べられている。「併設の場合においては、ややもすると校地校舎及び諸施設設備等のみならず、教員組織までも共有される部面が生じて、短期大学としての本質が充分に発揮されないのみならず、併設する他の学校即ち大学・高等学校等の目的及び使命をも発揮し達成することができず、自主性と独立性にかんがみて、短期大学としては設置基準に合致するよう物的両面に亘って、特に考慮されねばならないことを示しているのである」（一六頁）。このあたりの事情が短大設置の弊害となっていたのかどうかは今後の検討が必要であろう。
- (52) CIE (A) 2967, Meiji University Women's Law Department, 16 Sep 1949.
- (53) この際のC I & Eへの陳情メンバーの一人だった三淵嘉子（元横浜家庭裁判所長）は、当時四年制大学への吸収をめぐる女子部同窓会で話し合いが持たれたことを述べている。三淵は女子専門学校の四年制大学への統合論者で、短期大学案については消極的だった。だが会の多数決で女子専門学校を短大として残したいと決まり、手分けをして関係機関にお願いをしてまわったという（三淵「婦人の解放と明大女子部の果たした役割」（一九七九年の講演）明治大学短期大学編『明治大学短期大学創立七〇周年記念記録集 女子教育の先駆けとして』二〇〇〇年所収、六三頁）。三淵の話はC I & Eメモランダムの内容を裏付けるものといえよう。
- (54) CIE (C) 3655, Meiji University Women's Law Department, 24 Sep 1949.
- (55) ゲーリー土持 前掲書、六〇頁。
- (56) 「観客は男許りの女子部祭」『明治大学新聞』一九四九年一〇月一五日号。
- (57) 「女子短期大学設置案など承認 波乱の厚生予算も落着」前掲紙、一九四九年
- 一一月一〇日号。
- (58) CIE (C) 6531, The Democratization of Meiji University, 12 June 1947; CIE (C) 6531, Diet Election Study (Meiji University Social Science Club), 1946.
- (59) CIE (D) 252, Youth Hostel Plans for Summer, 17 Feb 1949.; CIE (C) 315, Meiji University Boy Scout, 24 Jan 1947.
- (60) CIE (A) 765, Screening Status of Professor formerly of Meiji University, 30 Mar 1950.
- (61) CIE (A) 427, Establishment of School of Business Administration of Meiji University, 13 Feb 1948. 経営学部を設置は実際は、一九五三年だった。
- (62) 鈴木、前掲論文、二〇頁。